

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第232回 「知的財産権を濫用して競争を排除するか、制限する行為の禁止に関する規定」の改訂

知的財産権の運用と独占禁止規制の関係はこれまで、デリケートで複雑な問題でした。以前の中国国家工商行政管理総局は、2015年4月7日に「知的財産権を濫用して競争を排除するか、制限する行為の禁止に関する規定」(第74号令)を公布。その後、2020年10月に実質的ではない部分の表現を改訂したほかは、運用後8年が経過しても他の改訂を行ってきませんでした。しかし2023年6月25日、国家市場監督管理総局(SAMR)は「知的財産権を濫用して競争を排除するか、制限する行為の禁止に関する規定」(第79号令)の改訂版を公布し、8月1日から施行することになりました。今回は、この第79号令の重要な内容について解説いたします。

◇米国クアルコム社が知的財産権の濫用で巨額の制裁金を科された例

クアルコム社は、無線通信基準に必要な特許使用料の市場と半導体市場で強大な支配的地位を持っています。その強大な市場支配力と影響力により、多くの相手との取引の際、知的財産権を濫用するケースが起きていたため、米国・日本・欧州連合(EU)・韓国等、複数の国や地域の独占禁止規制当局から調査を受け、処分を科されました。

2015年2月、中国の独占禁止規制当局は、クアルコムが市場で次のような支配的地位濫用行為を行っていたと認定しました。

- (1) 不公平に高額な特許使用料を徴収した。
- (2) 正当な理由なく、無線通信基準に必要ではない特許使用料との抱き合わせ販売をした。
- (3) 半導体の販売で不合理な条件を付けた。

これらにより、中国政府はクアルコム社に対して60億8800万元(約1150億円)に及ぶ巨額な制裁金を科し、これと直接的な関係を持つ第74号令も2015年4月に公布されました。

◇第79号令で注目に値するポイント

1. 取り締まり機関については、SAMRだけでなく、省レベルの市場監督管理局も行政区域内の知的財産権濫用に関する独占禁止規制業務を担当する権利を持っています。

2. 関連する市場の認定については、一般的な独占禁止案件の認定基準が適用されるだけではありません。第79号令では、知的財産権の許諾等に関連する場合、独占禁止規制業務の中で関連する商品の市場とは、技術分野や、特定の知的財産権を含む製品の市場でも構わないことを定めました。

また、その経営者が知的財産権の関連市場に支配的な地位を持つと推定するだけでなく、複数の要素を踏まえて総合的に判断する必要があると定めました。

3. 規制を受ける「知的財産権を濫用して競争を排除し制限する行為」には、次の4種類が含まれます。

(1) 知的財産権の利用に関する独占合意達成の禁止。これには、競争関係にある企業間の水平型独占合意の達成、経営者が知的財産権と取引相手を利用した垂直型独占合意の達成(ただし禁止が免除されるケースもあります)、正当な理由がない状況で基準の制定を利用して関連する独占合意を達成すること—が含まれます。

- (2) 知的財産権に基づく市場の支配的な地位を濫用して競争を排除するか、制限することの禁止。これには、次に掲げる内容が含まれます。
- ・不公平な高額で知的財産権の使用を許諾するか、知的財産権が含まれた製品を販売すること。
 - ・正当な理由なく、他の経営者に合理的な条件で当該知的財産権の使用を許諾することを拒否すること。
 - ・正当な理由なく、取引行為を限定すること。
 - ・正当な理由なく、所属する業界の取引慣習や消費習慣に背くか、商品の機能を無視して抱き合せ販売を行うこと。
 - ・正当な理由なく、不合理な取引条件を付けること。
 - ・正当な理由なく、条件が同じ取引相手を差別的に扱うこと。
 - ・基準の制定および実施の過程で、競争を排除するか、制限すること。
- (3) 知的財産権に関する経営者の集中が国務院規定の申告基準に達した場合も、事前にSAMRへ申告する必要がある。
- (4) 経営者は、パテントコンソーシアムを利用して競争を排除したり、制限したりしてはならない。

◇日系企業へのアドバイス

第79号令では詳細な規則が制定されたものの、実際の運用では規制当局が大きな自由裁量権を持つことになります。このため、弁護士や特許代理人ら専門家の協力のもと、個別に分析を行い、判断する必要があります。

雲海金属、フェロシリコン工場に14億元=コスト削減へ—江蘇省

中国ニュースサイト、中国証券網が10日までに伝えたところによると、深セン証券取引所の中小企業ボードに上場する合金メーカー、南京雲海特種金属（雲海金属、江蘇省南京市）は、甘粛省蘭州市永登県に進出し、フェロシリコン工場（年産30万トン）を建設する。投資額は約14億元（約275億円）。精錬炉や発電施設などを設置する。

雲海金属は中国鉄鋼最大手の宝武鋼鉄集団傘下の宝鋼金属（上海市）から出資を受け入れ、自動車軽量化に向けたマグネシウム合金事業を増強している。今回の投資を通じ、マグネシウム精錬用フェロシリコンを確保し、製造コスト削減を目指す。（上海時事）

中国天楹、仏スエズからごみ焼却発電工事を受注—江蘇省

中国ニュースサイト、証券時報網によると、深セン証券取引所上場のごみ発電業者、中国天楹（江蘇省海安県）は9日、フランスの水・廃棄物処理大手スエズからごみ焼却発電関連工事をEPC（設計・調達・建設）方式で受注したと発表した。受注額は3462万ユーロ（約54億円）。

欧州の子会社が受注した。新設するごみ発電所に焼却炉やボイラーなどを設置する。焼却炉など主要設備は中国天楹が提供する。

天楹は2021年にもスエズからごみ発電関連工事を3500万ユーロで受注している。今回は同社からの2回目の受注となる。（上海時事）